

犯則調査と課税調査との関係・ 「隠蔽・仮装」の行為者の範囲

東京地裁令和3年2月26日判決（平成30年（行ウ）第550号）

筑波大学名誉教授・弁護士 品川芳宣

一、事実

(1) X（原告）は、不動産の売買等を目的とする株式会社であるが、平成24年12月1日、朝霞市内で取得した土地（以下「本件土地1」という。）をマンション会社Dに対して3億9410万円余で譲渡したとし、また、平成25年8月29日、同市内で取得した土地（以下「本件土地2」といい、本件土地1と併せて以下「本件各土地」という。）をDに対して7億2250万円で譲渡したとし、平成25年8月28日、平成25年6月期分法人税等を確定申告し、平成26年8月27日、平成26年6月期分法人税等の確定申告（両期分の確定申告を以下「本件確定申告」という。）をした。

その後、Xは、平成27年10月6日、K国税局から法人税法違反の犯則調査（以下「本件犯則調査」という。）を受け、平成28年5月20日、平成25年6月期に売掛債権計上漏れ2億6350万円等があったとする修正申告（以下「本件修正申告」という。）をした。これに対し、A税務署長は、平成28年8月22日、課税調査を行い、最終的には、平成25年6月期分の重加算税額885万円余等、平成26年6月期分の重加算税額1368万円余等とする賦課決定（以下「本件賦課決定」という。）をした。Xは、本件賦課決定を不服と

して、前審手続を経て、本訴を提起した。

(2) 本件各土地の取引は、平成25年9月5日にXを懲戒解雇されたO常務取締役（平成25年3月31日に取締役を退任したが、その後も解雇されるまでは、Xの営業責任者を務めていた。）が取り仕切ったものである。すなわち、Oは、本件土地1の取引（以下「本件取引1」という。）につき、Dに対する譲渡価額が実際には、4億9410万円余であったが、Oが代表取締役を務める株式会社Sの持分が1億円あるとして、Xの売上を同金額を減額する内容の契約書を作成し、本件土地2の取引（以下「本件取引2」という。）につき、Dに対する譲渡価額が実際には8億9600万円余であったが、Sの持分が1億3350万円であり、Sの関連会社Hの持分が3000万円であるとして、Xの売上を上記各金額を減額する内容の契約書を作成した。

また、本件犯則調査によって、上記のS及びHの売上分合計2億6350万円（以下「本件着服金」という。）がXの売上計上漏れと認定された。それにより、Xは、Oに対して、本件着服金等の支払を求める損害賠償請求事件を提起し、平成28年4月3日、当該損害金の大部分を回収した。

二、争点及び当事者の主張

1 争点

(1) 本件犯則調査が国税通則法（以下「通則法」という。）65条5項にいう「調査」に当たるか

(2) 本件修正申告が「その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないとき」に当たるか